

R6-7 シーズンの制度について

1. 検討の経緯

○第 600 回琵琶湖海区漁業調整委員会(令和6年3月7日)

- プレジャーボート使用者の採捕可能量について協議。
- MSY モデルに基づく資源評価および、過去 5 年の採捕実績等を基に、採捕可能量を 11.7 トンと設定した。

○第 601 回琵琶湖海区漁業調整委員会(令和6年4月 18 日)

- 採捕可能量から承認数への算出方法について協議。
- 事務局の算出案について意見募集することを決定。

○意見募集(令和6年5月7日から令和6年6月7日まで)

- 826 名からの回答があった。
- 次シーズンの承認制度案としては、「現行ルールのまま」(持ち帰り尾数5尾、12 月 1 日～6 月 30 日)が良いとする意見が最も多かった。

案	内容	承認数	1 位回答数
① 承認期間の分割	承認期間を <u>12 月 1 日～4 月 30 日</u> と <u>5 月 1 日～6 月 30 日</u> と 2 分割する (過去の採捕実績からおよそ同じ採捕尾数となる期間)	1,083 人 × 2 期 = 2,166 人	59
② 持ち帰り尾数の変更	持ち帰り <u>5 尾から削減し 2 尾</u> とする	1,805 人 (過去 3 年(持ち帰り制限導入以降)の実績から算出)	266
③ 遊漁期間の短縮	遊漁期間を <u>3 月 1 日～6 月 30 日</u> とする	2,000 人	114
④ ①と②の組み合わせ	遊漁期間 2 分割 + 持ち帰り尾数 4 尾	1,203 人 × 2 期 = 2,406 人	48
⑤ 現行ルールのまま	持ち帰り尾数 5 尾、承認期間 12 月 1 日から 6 月 30 日まで	1,083 人	337

○第 602 回琵琶湖海区漁業調整委員会(令和6年6月 21 日)

- 意見募集結果の報告。
- 意見募集の結果および意見に対する委員会の考え方について公開することを決定。

意見募集の結果、および事務局での検討の結果、R6-7 シーズンの制度を R5-6 シーズンと同様とすることが妥当であると考えられる。なお、プレジャーボート使用者の採捕量を 11.7 トン以内とするため、承認数は 1,083 人とする。

R5-6 シーズン	R6-7 シーズン
【承認期間】 プレジャーボート使用者:12月1日から6月30日まで。 遊漁船業者:12月1日から9月30日まで。	【承認期間】 プレジャーボート使用者:12月1日から6月30日まで。 遊漁船業者:12月1日から9月30日まで。<u>ただし、資源量が100トン未満と推定され、漁業者が漁期を短縮する場合には、漁業者と同じ期間について承認期間を短縮する。</u>
【承認数】 プレジャーボート使用者:申請が1,900件に達した日までに受け付けた数以内とする(当日消印有効) 遊漁船:40隻以内。40隻を超えて申請があった場合には、抽選により承認者を決定する。	プレジャーボート使用者:<u>1,083人以内。1,083人を超えて申請があった場合には、抽選により承認者を決定する。</u> 遊漁船:40隻以内。40隻を超えて申請があった場合には、抽選により承認者を決定する。
【保持(キープ)および持ち帰ることができるビワマスの数】 プレジャーボート使用者:承認1件当たり5尾まで 遊漁船業者:乗客1人当たり5尾まで (遊漁船業者による持ち帰りは認めない。)	同左
【同時に用いることができる竿の本数および針の個数】 プレジャーボート使用者:承認1件当たり2本まで 竿1本当たり釣針1個(シングルフック) 遊漁船業者:1乗客当たり2本以内とし、これに2本を加えた本数以内 竿1本当たり釣針1個(シングルフック)	同左
【ビワマスの全長制限】 全ての者:全長30cm以下のビワマスの採捕禁止	同左

○承認基準について

- R5-6 シーズンにおいて報告期限を遵守しなかった者、指示に従わなかった者は承認しない。
章旗の返却・採捕報告が期限までになかった者： 人
委員会指示に従わなかった者：5人
- 遊漁船業者の承認基準の優先順位
・3位に「遊漁船の適正化に関する法律第4条第3項第2号に基づく業務規程を令和6年9月30日までに定めていない者。」を追加。
(利用者の安全確保等に取り組み、適正に遊漁船業を運営している者を優先するため。)

5. 今後の予定

○漁業者および遊漁者の採捕量と資源量推定

- 遊漁者採捕量報告とりまとめ 8月末
- 漁業者漁獲量調査(海区委員会調べ) 10月～11月
- ビワマス資源量推定(水産試験場) 12月頃～

○次シーズン(R6-7 シーズン)承認事務(予定)

- 委員会指示発出 9月中旬
- 「手続きの概要」ホームページ掲載 9月中旬～
- 遊漁船業者申請受付開始 10月15日～10月31日
- プレジャーボート使用者申請受付開始 10月1日～10月31日